

宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について

平成17年3月31日
告示第104号

改正 平成17年5月19日告示第180号
〔題名改正〕

平成17年7月1日告示第224号

平成18年4月1日告示第116号
平成18年7月10日告示第213号
平成22年3月29日告示第67号
平成24年3月30日告示第91号（改題）
平成26年12月1日告示第180号
令和4年3月14日告示第53号

平成18年5月19日告示第155号
平成20年1月29日告示第16号
平成23年12月21日告示第213号
平成25年10月8日告示第204号
平成27年11月25日告示第251号
令和6年10月29日告示第333号

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号）第25条及び第40条の規定に基づき、宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請時期等について定めるものとする。

（競争入札参加者の資格）

第1条の2 競争入札参加資格の資格審査（以下「資格審査」という。）を申請できる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長が適当と認めた者についてはこの限りではない。

- （1） 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者であること。
- （2） 法第27条の23第1項の規定により資格審査を申請する年度の10月1日の属する営業年度の直前の営業年度の末日を審査基準日とする国土交通大臣又は都道府県知事の経営事項審査を受けている者であること。
- （3） 市税並びに上水道料金（簡易水道を含む。）及び下水道使用料（農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む。）を完納している者であること。
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- （5） 社会保険等（健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険をいう。）の適用事業所において、適用対象外承認を受けている場合を除き、申請日現在において必要な社会保険等の全てに加入している者であること。
- （6） その他市長が必要と認める要件を満たす者であること。

2 土木及び建築工事のA、B、C及びDの4等級に、電気工事、管工事及び舗装工事のA、B及びCの3等級に格付された者は、次の表の工事の種類及び金額に応じて競争入札に参加することができる資格を有するものとする。ただし、その他の工事にあつては、工事の種類に応じ、資格の認定を受けた者とする。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事及び管工事	舗装工事
A級	設計金額 4,000 万円 以上	設計金額 7,000 万円 以上	設計金額 1,000 万円以上	設計金額 400 万円以上
B級	2,000 万円以上 4,000 万円未満	3,000 万円以上 7,000 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	100 万円以上 400 万円未満
C級	800 万円以上 2,000 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	500 万円未満	100 万円未満
D級	800 万円未満	1,000 万円未満		

- 3 工事の規模又は特性により、当該競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の規定により資格の格付け又は認定を受けた者につき、さらに、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関し必要な資格を定め、当該資格を有する者に限り入札に参加させることができる。

改正〔平成17年告示180号〕一部改正〔平成18年告示155号〕

（競争入札参加者の特例）

- 第2条 競争入札において特に必要があると認めるときは、当該等級の格付にかかわらず、その金額に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に係る工事の入札に参加させることができる。ただし、土木工事のB級にあつては8,000万円、建築工事のB級にあつては1億4,000万円、電気工事及び管工事のB級にあつては2,000万円、舗装工事のB級にあつては800万円をそれぞれ超えることができないものとし、電気工事に限り運用上必要と認めた場合には、上限金額にかかわらず入札に参加させることができるものとする。なお、指名競争入札においては、その数は、指名しようとする数の10分の6を超えることができないものとする。

一部改正〔平成17年告示180号〕

一部改正〔平成18年告示155号〕

（競争入札参加資格審査申請書の申請の時期及び方法）

- 第3条 資格審査の定時の申請の時期は、県内に本店を有する者にあつては平成26年1月4日から同月末日を最初の期間とする隔年ごとの1月4日から同月末日までとし、県外に本店を有する者にあつては平成26年2月1日から同月末日を最初の期間とする隔年ごとの2月1日から同月末日までとする。ただし、その期間内に提出できなかった者や特に申請の必要がある者は、県内に本店を有する者にあつては定時の申請の時期（以下「中間年」という。）の翌年の1月4日から1月31日までに、県外に本店を有する者にあつては中間年の2月1日から同月末日までに提出できるものとする。
- 2 前項の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に、市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（競争入札参加資格者名簿への登録）

- 第3条の2 市長は、第1条の2第2項の競争入札に参加することができる資格を有する者（以下「有資格者」という。）を認定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録するとともに、その旨を公表するものとする。なお、当該名簿に登録した者については、審査結果の通知を行わないものとする。

（緊急工事等に係る競争入札参加者の特例）

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する工事については、当該等級の格付にかかわらず、その金額に応ずる等級以下の等級に係る工事の競争入札の参加を認めることができる。

- （1） 特定の機械を必要とする工事
- （2） 特別な技術を必要とする工事
- （3） 事業計画により次年度以降に大規模工事を発注することが予想される工事
- （4） 大規模工事に密接な関連のある小規模工事で、当該大規模工事を施工した業者に施工させることが適当と認められる工事

- 2 災害復旧等で緊急又は短期間に完成する必要がある工事については、当該等級の格付にかかわらず、その金額に応ずる等級以外の等級に係る工事の競争入札の参加を認めることができる。

一部改正〔平成18年告示213号〕

（特殊専門工事の競争入札参加資格の特例）

- 第5条 特殊専門工事については、特に必要があると認めた場合に限り、当該工事に係る資格の格付又は認定を受けない者であっても、当該工事の競争入札に参加する資格を与えることができる。

一部改正〔平成17年告示180号〕

（競争入札参加資格の有効期間）

- 第6条 競争入札参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者名簿に登録した日から当該名簿に登録をした日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の競争入札参加資格審査申請書を提出した者については、当該申請に係る競争入札参加名簿に登録をした日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書の規定により競争入札参加資格審査申請書を提出した者の競争入札参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者名簿に登録した日から当該名簿に登録をした日の属する年の翌年の3月31日までとする。ただし、引き続き次年度分の競争入札参加資格審査申請書を提出した者については、当該申請に係る競争入札参加名簿に登録をした日までとする。

一部改正〔平成18年告示116号〕

（競争入札参加者の資格の承継）

第7条 競争入札参加者の資格を有する者から、相続、合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した者は、市長の承認を得て当該競争入札参加者の資格を承継できるものとする。

2 前項の規定により競争入札参加者の資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承継承認申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 営業の一切を承継したことを証する書類

（2） 建設業の許可通知書の写し

（共同企業体の特例）

第8条 競争入札参加者の資格を有する者は、市長が別に定めるところにより、共同企業体を結成して当該共同企業体の競争入札参加資格を得ることができる。

一部改正〔平成18年告示116号〕

（変更時の届出）

第9条 資格審査を申請した者又は競争入札参加者の資格を有する者で、当該競争入札参加者の資格の有効期間中に競争入札参加資格審査申請書等に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（資格の取消し等）

第9条の2 市長は、資格審査を申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の認定を行わないことができるものとする。

（1） 競争入札参加資格審査申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。

（2） 資格審査を行うための実態調査に応じないとき。

（3） 第1条の2第1項各号に掲げる要件を備えていない等競争入札参加者の資格を与える者として適当でないと判断したとき。

2 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の取消し又は格付けした等級の格下げをすることができるものとする。

（1） 法第3条の規定による許可が効力を失ったとき。

（2） 有効な経営事項審査の結果の通知を受けていないとき。

（3） 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、暴力団関係者である等有資格者として適当でないことが判明したとき。

3 市長は、前2項の規定により資格の認定を行わないとき又は資格の取消し若しくは格付けした等級の格下げをするときは、その旨を通知するものとする。

（準用規定）

第10条 この告示（第2条を除く。）の規定は、随意契約による場合についてこれを準用する。この場合においては、当該等級の格付にかかわらず、その金額に応ずる等級以下の等級に係る工事の見積りに参加させることができる。

一部改正〔平成17年告示180号〕

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に競争入札参加の資格を有している者は、この告示の相当規定により申

請したものとみなす。

(資格の認定等に関する暫定措置)

- 3 第1条の2第2項に規定する等級の格付及び資格の認定は、当分の間、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）の規定により大分県知事の格付した等級及び認定した資格によるものとする。

一部改正〔平成17年告示180号〕

(入札参加者の指名に関する暫定措置)

- 4 市内に本店等を有する者を対象に入札参加者の指名をしようとする場合において、発注しようとする工事の等級に格付された者の総数が5人以下であり、競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第2条ただし書の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間その取扱いを次のとおりとする。

- (1) 当該等級に格付された者が3人以下の場合は、当該等級に格付された者並びにこれに対応する等級の直近上位及び工事成績が特に優秀な直近下位の等級に格付された者から指名し、指名総数は8人を超えないものとする。
- (2) 当該等級に格付された者が4人又は5人の場合は、当該等級に格付された者並びにこれに対応する等級の直近上位及び工事成績が特に優秀な直近下位の等級に格付された者から指名し、その数は指名しようとする数の10分の6を超えないものとする。

追加〔平成17年告示224号〕

附 則（平成17年5月19日告示第180号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年3月30日までに宇佐市契約事務規則（昭和43年宇佐市規則第13号）第35条の規定に基づき、宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（昭和57年宇佐市告示第66号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、第3条中「平成19年2月1日」とあるのは、「平成17年2月1日」と読み替えるものとする。

- 3～6 略〔他の告示の一部改正〕

附 則（平成17年7月1日告示第224号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日告示第116号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年5月19日告示第155号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年7月10日告示第213号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年1月29日告示第16号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日告示第67号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月21日告示第213号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条及び第6条の規定は、平成24年度以後の競争入札参加資格について適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第91号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行し、この告示による改正後の規定は、平成24年度以後の競争入札参加資格について適用する。

- 2～5 略〔他の告示の一部改正〕

附 則（平成25年10月8日告示第204号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年12月1日告示第180号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年11月25日告示第251号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年11月25日告示第251号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示第53号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、令和5年度以後の競争入札参加資格について適用する。

附 則（令和6年10月29日告示第333号）

この告示は、公示の日から施行する。